

鳥取県建築設計等業務成績評定要綱

制定 平成27年3月4日付第201400177524号総務部長通知

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県総務部（東部建築住宅事務所及び各総合事務所環境建築局を含む。）の所管する建築設計等業務（以下「建築設計等業務」という。）に係る鳥取県建築設計等業務検査要綱（平成19年8月10日付第200700075905号総務部長通知。以下「検査要綱」という。）第8条第2項に規定する成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、建築設計等業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象となる建築設計等業務は、発注時点において原則として1件の委託設計金額が300万円を超える次の業務とする。

- (1) 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る設計業務）
- (2) 建築又は建築設備に関する診断業務（外壁診断業務及び点検業務を除く）
- (3) 建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務）

(評定者)

第3条 評定を行う者は、検査要綱第2条に規定する検査職員及び調査職員（以下「評定者」という。）とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

- 2 評定の結果は、建築設計等委託業務成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、「鳥取県建築設計等業務成績評定要綱の運用」によるものとする。

(評定の時期)

第5条 検査職員は、当該建築設計等業務の完了検査を実施後速やかに、調査職員は、当該建築設計等業務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評定結果の通知)

第6条 発注機関（知事が契約する建築設計等業務にあつては当該業務を所管する課長、地方機関の長が契約する建築設計等業務にあつては当該地方機関の長をいう。以下同

じ。)は、検査要綱第10条に規定する検査結果の通知に、建築設計等委託業務成績評定通知表(様式第2号。業務評定点(総合点)の内訳を含む。)を添付して、速やかに当該建築設計等業務の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 発注機関は、第6条による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正(以下「再評定」という。)を行うものとし、第4条の規定はこの場合において準用するものとする。

2 発注機関は、再評定を行ったときは、その結果を業務成績再評定結果に係る通知書(様式第3号)により、当該再評定の対象業務の受注者に速やかに通知するものとする。

(説明請求等)

第8条 第6条又は第7条による通知を受けた者は、その通知内容に疑義がある場合は、通知を受けた日から起算して14日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を含む。)以内に、書面により発注機関に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 発注機関は、前項の規定により当該建築設計等業務の受注者から説明を求められた場合は、前項の書面を受理した日から起算して30日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日を含む。)以内に、様式第4号により回答するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係及び第7条関係)

建築設計等委託業務成績(再)評定表		
		年 月 日
発注者名 _____		
業務名称		
契約金額	当初:	最終:
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称: 所在地:	
管理技術者氏名		
主任担当技術者氏名	建築: 電気:	構造: 機械: 積算: :
総括調査職員所属・氏名	所属: 氏名:	印
主任調査職員所属・氏名	所属: 氏名:	印
調査職員所属・氏名	所属: 氏名:	印
	所属: 氏名:	印
	所属: 氏名:	印
	所属: 氏名:	印
検査職員所属・氏名	所属: 氏名:	印
業務評定点		
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] (65.0) [] (再通知を行った日付 年 月 日)		
業務評定点(総合点)の内訳		
① 業務評定点(総合点:減点無し) (65.0) []		
② 基礎点 (65.0) []		
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点 (-) []		
④ 業務完了後に生じた事由による減点 []		
管理技術者評定点		
管理技術者評定点 (65.0) []		
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳		
総合	(65.0) []	電気 (65.0) []
構造	(65.0) []	電気積算 (65.0) []
建築積算	(65.0) []	機械 (65.0) []
		機械積算 (65.0) []

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記して押印すること。
 その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。
 ※[]内は修正後

様式第2号(第6条関係及び第7条関係)

建築設計等委託業務成績評定通知表		
年 月 日		
発注者名 _____		
業務名称		
契約金額	当初:	最終:
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称: 所在地:	
管理技術者氏名		
主任担当技術者氏名	建築: 構造: 積算: 電気: 機械: :	
業務評定点		
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)		(65)
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)		(65)
管理技術者評定点		
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)		(65)

注1) 基礎項目とは、全ての業務に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、業務の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい業務」については評価を行わない。

注3) 総合点には、業務履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。

注4) 業務評定点(総合点)の内訳を添付して通知すること。

様式第3（第7条関係）

第 年 月 日 号

商号（名称）

代表者氏名 様

職氏名

業務成績再評価通知書

このことについて、鳥取県建築設計等業務成績評価要領に基づき、別紙のとおり再評価を行いました。

注）建築設計等委託業務成績（再）評価通知表及び業務評価点の内訳を添付

問合せ先

担当課 担当者名

住所

電話番号

ファクシミリ

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日 号

商号（名称）

代表者氏名 様

職氏名

業務成績（再）評定に係る説明について（回答）

年 月 日付けで貴社から説明の求めのあった（再）評定結果に対する疑義については、下記のとおりです。

記

- 1 業務名
- 2 疑義に対する回答

問合せ先

担当課 担当者名

住所

電話番号

ファクシミリ